

北方領土問題の歴史と諸権利 (1)

高井 晋

はじめに

- 1 領土主権と国家領域
- 2 北方領土問題の歴史 (以上、本号)
- 3 第2次世界大戦前後の国際的文書と戦後の日露交渉 (以下、次号)
- 4 北方領土に関わる諸権利

おわりに

はじめに

日本は、現在、周辺国である韓国との間に竹島問題、中国（および台湾）との間に尖閣諸島問題、そしてロシアとの間に北方領土問題を抱えている。島根県に所属する竹島は、男島、女島および周辺の岩礁を言う。沖縄県石垣市に所属する尖閣諸島は、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島及びその周辺の岩礁のことである。これらの島嶼は、疑いなく日本領土の一部を構成している。

北方領土は、第2次世界大戦終了時まで日本領土だった広義の北方領土¹とロシアとの間で返還交渉を重ねてきた狭義の北方領土²がある。日本の島嶼領土である竹島、尖閣諸島に加えて北方領土の帰属問題は、本来、第2次世界大戦の講和条約である対日平和条約第2条で解決されているべき問題であったが、規定の文言や表現の不十分さが主な原因で、戦後処理が今日まで継続しているとも言えよう。

日本は、これらの島嶼領土を国際法で認められた根拠である領有権原(title)に基づいて日本領土としたものであり、領有以降、日本人が長期間にわたって生活の場として活用してきたことを忘れてはならない。とりわけ広義の北方領土は、第2次世界大戦終了時以降に約43万人³もの日本人が生活を営んでいた日本領土であり、これらの日本人は強制的に日本の本土へ引き揚げさせられた歴史がある。また今日では、狭義の北方領土に残してきた不動産や財産権について知っている日本人は、ほとんどいないのも事実であろう。

¹ 1952年の「対日平和条約」第2条c項で日本が権利、権原、請求権を放棄させられた北緯50度以南の樺太島および得撫島以北の千島列島を含めた範囲をいう。

² 日本が「対日平和条約」第2条c項で放棄させられていない国後島、択捉島、色丹島、歯舞諸島（5つの岩礁）をいう。

³ 昭和16年の南部樺太の住民数は406,557人 (<http://kabaren.org/karafutowoshittekudasai/>) で、昭和20年8月の北方四島の住民数は17,291人 (<http://www.chishima.or.jp/info.htm#004>) であった。

領土と主権は切り離せず、領土の領有根拠は、国際法上の権原である。しかし竹島問題や尖閣諸島問題において、韓国や中国の領有主張はいささか趣を異にしている。これら両国は、国際法上の権原に触れてはいるものの十分な論証ができず、それに代わって歴史的な主張を主な論拠にしているのが特徴的である。他方、北方領土問題は、竹島問題や尖閣諸島問題と異なり、数多く存在する国際的文書の解釈の問題であることが特徴となっている。

北方領土問題は、領有権の争いとどまらず、第2次世界大戦の前後に跨る長い歴史の問題であり、これを風化させることなく、多くの日本人に共通の主権・領土問題として理解しておくことが重要である。とりわけ「領土問題は、幾多の政治上の問題の中でも民族の最深部に位置するものであって、北方領土問題がソ連との多角的交渉にからまされたり、甚だしきはその中に埋没されてしまうことは、断じて許さるべきではない⁴」ことは言を俟たない。

本小論は、先ず基礎的な問題として、領土と主権にかかわる国際法の基本問題、すなわち主権国家と領土との関係、領有権の根拠となる国際法上の権原の概念、領土の移転等について概念整理を行う。その後、これらの基本的な問題を理解した上で、北方領土問題に関連する歴史と国際的文書や日ロ両国の領有主張などを検討する。次いで、第2次世界大戦後の日露間で行われた交渉の歴史、北方四島交流事業の概要を紹介し、最後に、元北方領土島民に関わる諸権利等について概観するものである。

1 領土主権と国家領域

(1) 主権国家と国際的平面

領土は、そこに居住する永久的住民と統治機関を並んで、国家を構成する基本的な三要素の一つである⁵。すなわち国家は、一定の領域とそこに居住する住民、およびこれを統治する政府がある有機体で、民主的国家には、通常、永久的住民が望む社会を実現させるために、司法機関、立法機関、行政機関が備わっている。立法機関が制定した秩序である国内法に従って、統治機関が社会の秩序と住民の安寧を確保し、国内法の適用に異論がある場合は、司法機関によってこれを解決するのである。

国際法上の権利を行使でき義務を履行できる国家は、主権国家(sovereign state)と呼ばれ、国際的平面(international plane)における国際法上の行為主体となる。換言すると主権国家は、国家の三要素に加えて、外交能力すなわち条約締結能力を備えていなければならない。外交能力は、自らが従うことになる国際法の条約を締結でき、外国に服従せず、外交関係を自主的に処理できる能力を意味している。

国際法は、主権国家間の関係を規律する規則の総称であり、主権国家間の関係が生じる場を国際的平面または国際社会とも言う。したがって条約締結権は、他の主権国家と条約を締

⁴ 遠藤晴久『北方領土問題の真相—千島列島とヤルタ会談—』(有信堂、昭和43年)3ページ。

⁵ 「国の権利及び義務に関する条約(モンテビデオ条約)」(1933年)の第1条は、「国際法上の人格としての国はその要件として、(a)永続的住民、(b)明確な領域、(c)政府、及び(d)他国と関係を取り結ぶ能力を備えなければならない」と規定する。

結する権利で、条約の締結とともに国際的平面における権利義務を設定することになる。領土の帰属問題についても、国際法に基づいて決定されるものであり、その根拠は領域の取得権原と呼ばれている。

このような国際法が諸国間の共通規則として認められるようになったのは、それほど古いことではない。国際法は、元来、ヨーロッパのキリスト教国家の共通法だったが、19世紀後半になってイスラム教国のトルコ、仏教国の日本へと国際的平面が拡大し、主権国家間の権利義務を定める19世紀後半までの伝統的国際法から、今日の主権国家の共通利益を実現する国際協力を推進するための国際法へと徐々に変化してきたのであった。

中世のヨーロッパでは君主間にローマ法が⁶適用されてきたが、君主間あるいはキリスト教国と異教徒国間で戦争が開始されるとき、ローマ法を適用することが不可能となった。本来は民法的なローマ法には戦争に関する規則はなく、敬虔なキリスト教徒の君主は、戦争を決心してもいいのかの判断ができなかったからである。

中世の神学者は、このような戦争についてカノン法(jus canonicum)⁷の再検討に迫られ、取り分けビトリア、スアレス、グロチウスなどの神学者は、アウグスティヌスの権威⁸、トマスの理論⁹、聖福音書¹⁰、神意法¹¹などを論拠にして、兵役に服すことや戦争を行うことは許されると結論した。このようにヨーロッパ国際法は、キリスト教徒の君主間あるいはキリスト教国間の共通の規則としての規範力を持たせるためには、キリスト教の権威に基づく他なかった。

ヨーロッパの神聖ローマ帝国の時代に、カトリック(旧教)の腐敗を憂いたドイツ人のマルティン・ルターは、1517年に宗教改革のきっかけとなる「95か条の論題(95 Thesen)」を発表したことに端を発して、これに賛同する人々の間に聖書と共に生きるプロテスタント(新教)が拡散していった。16世紀中ごろから17世紀前半のヨーロッパでは、新教と旧

⁶ ローマ法は、古代ローマで初めて制定された制文法(十二表法)とユスティニアヌスによって纏められた『市民法大全』(530年頃)に至る法体系で、「市民法(jus civil)」はローマ市民間に適用された。

⁷ カノン法は、カトリック教会が定めた法を言い、市民法と対比される概念で、信仰生活の領域だけでなく教会行政の規範聖職者や信者の権利義務を定める一般法としての役割をもち、ヨーロッパ国際法の発展の基礎とされた。

⁸ アウグスティヌスは、国家を人間社会における秩序維持のための強制力とみなし、政治権力について平和と秩序を維持するゆえに、キリスト教の立場から一定の範囲内で正当化されるとした。

⁹ トマス・アクイナスの理論は、あらゆるものが神によって意思されたものである限りにおいて存在を有し、それゆえに善性を有すると説明する。

¹⁰ 「福音」は、「よきお告げ」や「喜ばしき音信」を意味し、イエス・キリストの言行を記した書物で、マタイ、マルコ、ルカ、ヨハネを四福音書という。

¹¹ 神の自由意思に基づく法で、人間の意思に基づく人為法と区別される。

教との対立抗争、例えばユグノー戦争（1562年～1598年）¹²、オランダ独立戦争（1568～1609）¹³、三十年戦争（1618～1648）¹⁴などの相次ぐ宗教戦争が吹き荒れた。

1648年のウェストファリア条約¹⁵は、三十年戦争の講和条約で、諸侯間の自由意志で締結されたため、近代国際法の嚆矢と言われている。新教の諸侯は、同条約によって新教の信仰が認められるとともに、講和時に支配していた領土をそのまま統治できる領域として承認され、保有する武力を対外関係において管理する責任と義務を負うことになった。ここにおいて領土を基礎にした領土国家が誕生し、それ以降、国家間の規則となる国際法は、主権を有する領土国家によって作成されるようになった。

ウェストファリア条約は、諸侯の上位にあるキリスト教の権威によらないで、自らの自由意志で規則として認めた国際規則であったことは前述したが、領土は国家の最も重要な要素となるとともに、条約締結能力を備えた主権国家を誕生させたのであった。君主国であろうと共和国であろうと、そして政治体制の如何に関係なく、主権国家は、自己の権利と義務を規定する国際法の主体となったのである。

かくして、国際的平面における主権国家の領土に関わる紛争は、主権国家の共通法である国際法に従って解決されるべき事項となり、領域取得権原の有無が決め手となった。

(2) 領土の移転と領域取得の権原

領土を基礎とする主権国家は、領域主権と対人主権を行使することができる。すなわち、主権国家は、領土主権の行使として自国領域の基礎となる陸地領土を他の主権国家に移転することができ、これに伴って領海と領空も移転する。主権国家が他国に対して一定の領土の領有権を主張できる国際法上の根拠は、前述したように、領域取得権原である。領域取得権原には、主権国家間の条約に基づく権原、すなわち双方行為による権原と、主権国家の一方的な行為に基づく権原がある。条約上の権原に基づく領域の移転には割譲と併合があり、一方行為に基づく権原には先占と添付がある。

条約に基づく権原のうち「割譲」は、割譲条約を締結して領土の一部を移転するもので、これには平時割譲と戦時（講和）割譲がある。平時割譲は、平和的な外交交渉の結果、相互に一定の領土を交換する形態と、相応の対価を支払って売買する形態がある。前者の例とし

¹² 1662年から1689年にかけてフランスの旧教徒とカルバン派の新教徒が争った宗教戦争で、諸侯・貴族間の対立、外国からの干渉などで長期化した。ブルボン家アンリがカトリックに改宗して即位し、ナントの勅令で新教の信仰を認めて収束させた。

¹³ スペインのフェリペ2世がネーデルランドの新教徒に対しカトリック信仰を強要したため、1568年に新教徒の反乱が開始され、1581年に北部ネーデルラント7州が独立を宣言し、戦争が終息した。

¹⁴ ドイツ内における新教徒と旧教徒間の対立が、1618年にベーメンでの反乱を機に全ドイツに広がり、さらに西ヨーロッパの新教国、旧教国がそれぞれ介入したことによって大規模な国際紛争となり、1648年のウェストファリア条約で講和となった。

¹⁵ ウェストファリア条約（Peace of Westphalia）は、ミュンスター講和条約とオスナブリュック講和条約の総称で、この条約によって条約締結国は相互の領土を尊重し内政への干渉を控えることを約束し、新たなヨーロッパの国際法秩序が形成された

て、日露両国は、後述する樺太千島交換条約（1875年）に基づいて、日露の共有領であった樺太をロシア領に移転し、その代償としてロシア領だった千島列島を日本領に割譲した。後者の例としては、アメリカが1803年にフランス領のルイジアナを、1867年にロシア領のアラスカをそれぞれ購入して、米国の領土へと移転した。

また、双方行為である戦時（講和）割譲は、戦勝国が戦費の一部を領土で支払うことを要求し、講和条約中に領土条項として規定される場合が多く、領土を移転する一般的な行為でもある。日本は、日清戦争の講和条約の下関条約（1895年）で台湾とその付属諸島を割譲した。また後述するように、日露戦争の講和条約であるポーツマス講和条約（1905年）に基づいて、日本は、樺太島の北緯50度以南の領土をロシアから割譲した。アメリカは、米西戦争の講和条約（1816年）でフロリダ地方をスペインから、対メキシコ戦争の講和条約（1845年）でテキサス地方をメキシコから割譲している。アメリカは、1783年建国当時の13植民地以外の全ての領土を平時割譲と戦時割譲で取得しているのである。

平和裡に締結した併合条約に基づいて、主権国家の全領域を他方の締約国に移転する併合は、やはり国際法上の権原である。併合条約に基づいて自国の領域全部を他国に移転した主権国家は、同条約の発効とともに消滅することになる。例えば大韓帝国は、日韓併合条約（1910年）に基づいて日本に併合され、旧大韓帝国の領土は日本領土、国民は日本人となった歴史がある。

他方、一方行為による領域取得の権原に先占行為がある。主権国家は、いずれの主権国家にも帰属していない「無主地(terra nullius)」に対し領有意思をもって実行的に支配することにより、その領域を自国領土にすることができる。この国家行為は「先占 (occupation)」であり、国際法で認められた領域取得の権原となる。

この場合、無主地に住民が居住しているかどうかは関係がない。19世紀の近代国際法は、キリスト教国である文明国と異教徒国の野蛮国を区別しており、文明国だけが国際法の完全なる主体と見做されていた。したがって文明国は、条約関係に入る際に、野蛮国には国内法の不備を理由に不平等条約の締結を強要した。後述する日米和親条約や日英和親条約はそれである。条約関係にない野蛮国は、国際法上無主地とされていたし、いかなる国家にも属していない土地は無主地であったことは言うまでもない。

尖閣諸島問題は、日本が行った先占行為の有効性について中国（台湾）が異議を唱えている問題である。先占行為の有効性が争われ、国際裁判所で解決された事件に、パルマス島事件¹⁶、東部グリーンランド事件¹⁷、マンキェ・エクルオ島事件¹⁸など多くのケースがある。

¹⁶ オランダとアメリカがパルマス島の領有権を争った事件（1928年仲裁裁判所判決）で、オランダが長期間にわたって実効的に統治してきた事実を認め、パルマス島に対するオランダの領有権原を認めた。

¹⁷ ノルウェーとデンマークがグリーンランドの東部海岸の領有権を争った事件（1933年常設国際司法裁判所判決）で、東部グリーンランドに対するデンマークの実効的支配により領有権原が認められた。

¹⁸ イギリスとフランスがマンキェ島とエクルオ島の領有権を争った事件（1953年国際司法裁判所判決）で、両島に対するイギリスの社会的占有が領有権原と認められた。

また、一方的行為による領域取得権原として添付(annexation)がある。添付は、河口の土砂の堆積あるいは海底火山や海底隆起などの自然現象によって、主権国家の領土が増加することである。海底火山が爆発して出現した西の島新島が、日本領土の西の島と一体化したことは、周知のとおりである。因みに中国は南シナ海の南沙群島内の環礁で人工島を造成しているが、この人工島は添付ではなく、国際法上、中国の領土として認められることはない。

かくして、北方領土の帰属問題は、まずは粘り強い外交交渉によって解決を図り、それでも決着がつかない場合は、多くの国際的文書の解釈の相違について国際裁判に付託して、日露いずれの国が国際法上の領有権原を有しているかの判断に委ねることが、日露間の領土紛争を平和的に解決するための最も公平な方法であろう。

2 北方領土問題の歴史

(1) 千島列島における日露の接触

千島列島には千島アイヌ¹⁹、樺太島には樺太アイヌがそれぞれ居住し、主として狩猟による生計を維持していたが、千島列島の島々や樺太島は無主地のままであった。西欧の文明国の認識では、1942年にオランダ東インド会社から命を受けたオランダ人探検家マルタン・ド・フリース(Maerten Guerritsen de Vries)が、バタビアから2隻の小さな船で北方へ探検し、1643年に千島列島を発見した²⁰とされている。ド・フリースは、途中で他の船とはぐれたが太平洋岸に沿って北海道まで北方へ航行し、7月14日に国後島を発見した。しかし根室海峡の深い霧のため北海道の一部であると結論した²¹ため、領有権を主張することはなかった。

ド・フリースの千島列島探検と同じ頃、日本では、江戸幕府が1644年に国後島や択捉島等の地名を明記した地図(正保御国絵図²²)を編纂しており、多くの日本人が千島列島の島々に渡航していた。松前藩は、17世紀初頭より北方四島を自藩領と認識し、徐々に統治を確立していった²³。

¹⁹ アイヌ民族は、おおよそ17世紀から19世紀において東北地方北部から北海道(蝦夷ヶ島)、サハリン(樺太)、千島列島に及ぶ広い範囲をアイヌモシリ(人間の住む大地)として先住していた。アイヌは、居住している地域によって千島アイヌ、樺太アイヌ、北海道アイヌに大別される。千島アイヌは、得撫島以北の千島列島に居住し、樺太アイヌは樺太島に広く分布している。択捉島や国後島に居住するアイヌは北海道アイヌであり、異なったアイヌ文化が択捉島と得撫島間の択捉海峡で隔てられて存在していた。(公益社団法人北海道アイヌ協会 HP(<https://www.ainu-assn.or.jp/ainupeople/history.html>))

²⁰ John J. Stephan, "The Kuril Islands- Russo~Japanese Frontiers in the Pacific", (Clarendon Press, Oxford 1974), p.33-34.

²¹ *Ibid.*, p.34.

²² 正保御国絵図は、江戸幕府が1644(正保元)年に全国の諸藩に命じて提出させた国絵図に基づいて作成した日本総図を言う。松前藩は、それより10年ほど前から現在の北海道全島及び千島、樺太を含む蝦夷地方の調査を行っており、同絵図には「くなしり」、「えとほろ」、「うるふ」などの島名が記載されている(北方領土問題対策協会 HP(<https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/history/history2/>))。

²³ 外務省大臣官房国内広報課『われらの北方領土』1996年版、4ページ。

正保御国絵図



出典：内閣府 HP(<http://www8.cao.go.jp/hoppo/mondai/02.html>)

ロシアが初めて千島列島を探検したのは、1711年のこととされ、コサックの反乱者コズイレフスキーら2人が千島列島の占守島に上陸し、島の住民と戦ってこれを征服し、翌年には、幌筈(ぱらむしる)島も征服し、1713年には温祢古丹(おんねこたん)島等を襲撃し、これらの島々を調査して帰国したという²⁴。その後ロシアは、カムチャツカ半島まで勢力を拡大し、千島列島伝いに南下する途上で千島アイヌと交易していた日本人と接触することとなった。

さらに、1792年にロシア人のキリル・ラクスマンは、カムチャツカに漂着した日本人の大黒屋光太夫ら3名を同行して根室に入港し、ロシア女帝エカテリーナⅡ世の国書を持って通商を求めてきた²⁵。しかし江戸幕府の老中松平定信は、鎖国という国法を変えることはできないとして、松前藩を通して、①ロシアの国書は受け取れない、②江戸への来航は許可できない、③漂流民の送還については感謝する、および④通商の申し込みは長崎で行う旨を回答した²⁶。

(2) 日魯通航条約と日露間の国境の確認

ラクスマンの来航など相次ぐロシア人の南下に危惧の念を抱いた幕府は、北方の島々の

²⁴ 北方領土問題対策協会 HP(<https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/history/history2/>)

²⁵ 同上。

²⁶ 同上。

経営に本格的に取り組むことになり、1785年及び1791年に最上徳内らを千島列島等の調査に派遣した。最上徳内は、国後島から択捉島に渡ってロシアの南下の状況を克明に調査し、さらに得撫島に上陸して同島以北の諸島の情勢も察知していた²⁷。また幕府は、国防上の必要性に鑑み、千島・樺太を含む蝦夷地を幕府直轄地として統治することとし、1798年には大規模巡察隊を蝦夷地に派遣した。

近藤重蔵と最上徳内は、共に国後島、択捉島を調査し、択捉島に「大日本恵登呂府」の標柱を建てた。また近藤重蔵と高田屋嘉兵衛は、翌1799年から1800年にかけて再び国後島、択捉島に渡り択捉島に本土の行政を移入し、郷村制を施き、17か所の漁場を開くと共に、幕吏を常駐させ、航路や港の整備など色丹島、国後島、択捉島の本格的開発を開始した²⁸。

この頃、ロシア皇帝アレクサンドル I 世は、1821年9月4日、北太平洋沿岸にかけてのロシア領の範囲を明確にし、そこにおける外国人の商業活動や漁業活動を禁止する訓令を発出した。とりわけ、クリル諸島のロシア領の範囲について、「ウルップ島の南岬北緯45度50分」と具体的に指摘している²⁹。すなわち、

第1条 ベーリング海峡から始まって北緯51度に至るアメリカ西海岸、同じくアリューシャン列島、及びシベリア東海岸、並びにクリル諸島、すなわちベーリング海峡から始まってウルップ島南岬北緯45度50分に至るまでの島々と港湾における商業、捕鯨、漁業並びにあらゆる産業は、ロシア臣民のみが従事することができる。

第2条 従って、いかなる外国船舶も前条で示されているロシアの支配下にある海岸及び島々に停泊するのみならず、それらに100イタリア・マイル以内に近付くことが禁止される。これに違反したものは全ての貨物を没収される。

この訓令に従うと、当時のロシアは、既にこの頃から自国領の範囲を千島列島の得撫島までと明確に認識していた。

その後日本は、外国から相次ぐ港港への寄港許可などを求める国交要求に苦慮し、1984年にアメリカとの日米和親条約、および英国との日英和親条約を締結していった。これらの和親条約は、前述したように、領事裁判権すなわち米国人や英国人に対する裁判権が認められない不平等条約であったため、その後、日本が不平等条約の改正に苦慮したことは周知のとおりである。

ロシア皇帝ニコライ I 世は、1853年に日本との通商関係を開設するためにプチャーチンを日本へ派遣した。ロシア皇帝は、米英両国と同様に港湾への艦船の寄港許可を求めるとともに、日露間の国境画定を要求したのであった。同皇帝がプチャーチンに宛てた訓令に

²⁷ 内閣府北方対策本部「日本人による開拓の歴史」(<http://www8.cao.go.jp/hoppo/mondai/02.html>)

²⁸ 同上。

²⁹ 日本国外務省、ロシア連邦外務省『日ロ間領土問題の歴史に関する共同作成資料集』(1992年)1。(5)(ロシア帝国法律全集、第37巻、1821年、904頁)。

「クリル諸島のうち、ロシアに属する最南端はウルップ島であり、…日本側は択捉島の北端が国境となる³⁰」よう国境交渉を命じていた。

かくして1855年2月7日に締結された日魯通航条約の第2条は、

今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ」島と「得撫」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於いて界を分かつは是迄仕来の通足るへし³¹

と規定されたのであった。

同条約は、それまで両国の間で暗黙に了解していた日露間の国境を、択捉島と得撫島との間であると確認し、樺太島については、これまでのように日露両国の共有領とすることを承認したのであった。

日露間の国境確認と樺太の共有領化



出典：朝日新聞 DIGITAL(<http://www.asahi.com/topics/word/%E5%8C%97%E6%96%B9%E9%A0%98%E5%9C%9F.html>)

(3) 双方行為による領域移転と樺太千島交換条約

樺太は、日魯通好条約締結後、松前藩領から江戸幕府の直轄地となり、明治維新後の1869年には太政官直属の開拓使所管の地域とされた。他方でロシアは、クリミア戦争³²を終結させた後に樺太の開発に乗り出しが、政治犯や凶悪犯罪人の流刑地としても利用していた。日露両国の共有地となった樺太では、居住する両国民の間で小競り合いが絶え間なく発生していたため、両国政府は、樺太の住民を共有地としないで国境を画定する案が浮上した。すなわち、樺太を二分割して境界線を引いて南半分を日本領とする案と、冬季に極寒となる樺太を放棄して北海道開拓に傾注する案があった。

³⁰ 同資料集、1、6 「ニコライ一世のプチャーチン提督宛訓令」（1853年2月24日皇帝陛下署名、1953年2月27日第730号）

³¹ 同資料集、1、(7) 日魯通航条約（1855年）第2条。

³² クリミア戦争（Crimean War）は、1853年から1856年間、衰退したオスマントルコをめぐるロシアと、ロシアの進出を嫌うイギリスやフランスとの戦争で、クリミア半島を戦場とした。

その結果、樺太放棄論が徐々に優勢となり、1874年に共有地となった樺太の所属に関する外交交渉をロシアのサンクトペテルブルクで行うことになった。日露間の外交交渉では、国際法に通じていた榎本武揚が駐露特命全権公使として日本を代表し、ロシア側は外務大臣アレクサンドル・ゴルチャコフであった。約1年間を擁した交渉の結果、広大な樺太における日本の権利をロシア領とし、その代償としてロシア領の千島列島を日本領とする「樺太千島交換条約」が1875年5月7日に署名され、同年8月22日に批准書が交換された。

樺太千島交換条約第2款は、

全露西亜国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈噠島）ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「ブロトン」島第十七「チェルポイ」並ニ「ブラット、チェルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及び君主ニ属スル一切の権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパッカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス

と規定された³³。

日露両国は、1895年6月8日、日露通商航海条約に調印したが、同条約第18条は、日魯通航条約（1855年）、日露修好通商条約（1858年）等が失効し、ロシアが有していた領事裁判権や特権免除が消滅することを規定した。また同条約付属宣言書は、樺太千島交換条約の効力が依然存在することを確認した³⁴。

すなわち、樺太全島における日本の権利と引き換えに、ウルップ島からシュムシュ島までの諸島が、ロシアから日本に平和裡に譲与されたのであった。「樺太千島交換条約」の文面をみると、日本に譲渡されるウルップ島以北の18島の名称はあるが、択捉・国後・色丹・歯舞の北方四島は含まれていない。既に先の「日魯通好条約」で択捉島以南が日本領であるということが両国間で明確に認識されていた³⁵のであった。

³³ 日露共同作成資料集（前掲註31）、2、(1)「樺太千島交換条約第2款（1855年）。

³⁴ 同資料集、2、(2)を参照。

³⁵ 同資料集、序文。



出典：朝日新聞 DIGITAL(<http://www.asahi.com/topics/world/%E5%8C%97%E6%96%B9%E9%A0%98%E5%9C%9F.html>)

(4) 日露戦争とポーツマス講和条約

明治維新以降の日本は、「富国強兵」の政策の下で政治、経済、軍事等の様々な分野に欧米の技術や制度を導入して工業化社会を建設していった。他方で西欧列強は、18世紀以降の産業革命により近代工業社会化を達成し、強大な軍事力を背景にアフリカを植民地化するとともに、アジアにその矛先を向けた。ドイツ、イギリス、フランス、ロシア等の西欧列強は、1898年頃から日清戦争で疲弊した清の分割を開始した。ロシアは、旅順・大連を租借し、遼東半島南端の旅順・大連に至る南支線の敷設権を獲得した。1900年になると外国の侵出に対抗して義和団が在北京列強の公使館を包囲する北清事変が勃発したが、日本や欧米列強の8か国は、連合軍を組織してこれを鎮圧した。

ロシアは、北清事変後も満州の要地を占領し支配権を拡大する政策を採ったことから、日本の対外政策と鋭く対立することとなったため、日本は、1902年にイギリスと日英同盟を結成し、ロシアによる満州や朝鮮への権益拡大に備えた。日露両国は、1903年頃から朝鮮・満州における勢力範囲をめぐる交渉を続けたが、交渉はまとまらず904年2月に日露戦争の勃発へと向かった。

日本が圧倒的な強大国ロシアに軍事力で対抗した日露戦争について、欧米列強は日本の敗戦を予想したが、ロシアの極東への兵站の困難さ、日英同盟によるイギリスの支援も相まって、日本は日本海海戦で劇的な勝利を収めた。ロシアはこれを機に講和を考慮するようになり、他方で日本も経済的な疲弊等により戦争の継続を困難視する主張も現れたことから、ローズベルト米大統領の仲介を契機に、1905年8月、米国のポーツマスで講和の商議が行われた。日本の勝利は、欧米列強の植民地の人々を大いに勇気づけた歴史的な偉業でもあった。

講話の商議は、日本外相の小村寿太郎とロシアの前蔵相のセルゲイ・ウィッテとの間で行われ、戦勝国の日本は樺太割譲など多くを要求したが、ウィッテの巧みな交渉で妥協せざるを得なかった。日本は、日露戦争の講和条約であるポーツマス講和条約でロシアに求めさせ

た事項は、日本に対して①韓国に対する保護権を認めること、②遼東半島南部の租借権を割譲すること、③南満州鉄道の利権を認めること、④北緯 50 度以南の樺太を割譲すること、および⑤沿海州とカムチャツカ半島沿岸の漁業権を譲渡することであった。

北緯 50 度以南の樺太を日本への譲与地域としたポーツマス講和条約の第 9 条は、以下の通りである。すなわち、

露西亜帝国政府ハ薩哈唎島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共营造物及財産ヲ完全ナル主権ト共ニ永遠日本帝国政府ニ譲与ス其ノ譲与地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム [後略]³⁶

と規定していた。

当時の日露両国の文書に照らして見れば、1855 年の国交樹立以降、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の帰属がロシアにより問題とされたことは一度もなかった³⁷のである。

広義の北方領土の範囲



出典：朝日新聞 DIGITAL(<http://www.asahi.com/topics/world/%E5%8C%97%E6%96%B9%E9%A0%98%E5%9C%9F.html>)

(本稿は、笹川平和財団海洋詮索研究所島嶼資料センター編『島嶼研究ジャーナル』第 7 巻 2 号 (2018 年 3 月) 所収)

³⁶ 同資料集、2、(3) 日露講和条約 (ポーツマス講和条約) 1905 年 11 月 25 日批准書交換。

³⁷ 同資料集、序文。